

**Q 9 : 退職後、任意継続組合員に加入し、妻（夫）〔60 歳未満〕を引き続き被扶養者にした場合、妻（夫）は国民年金保険料を払う必要がありますか？**

A 9 : 任意継続組合員は公的医療制度だけで、年金制度の適用はないため、国民年金第 3 号にはなれません。国民年金第 1 号として国民年金の保険料を払う必要があります。居住地の市区町村の担当課で加入手続きをしてください。